

平成 17 年 2 月 8 日

厚生労働省政策統括官付労働政策担当参事官室 御中

全国銀行協会

「雇用管理に関する個人情報の適正な取扱いを確保するために事業者が講じるべき措置に関する指針（平成 16 年厚生労働省告示第 259 号）の解説（案）」に関する意見について

標記につきまして、下記のとおり意見を申し上げますので、宜しくお取り計らい願います。

記

【意見】

1．共同利用に該当する例（P.33＜参考＞）

共同利用に該当する例の「金融機関相互間において、ブラックリストを共有する場合」を削除願いたい。

理由

「ブラックリスト」が何を指すのか不明確で誤解を招くおそれがある。なお、全国銀行協会が設置運営する「全国銀行個人信用情報センター」が保有する個人信用情報の会員への提供については、法第 23 条第 1 項の本人の同意を得ることとしている。

2．雇用管理に関する個人情報の第三者提供について（P34＜参考＞）

「なお、本人の事前同意については、事前に一括して取得するのではなく、第三者提供の時点における本人の意向が的確に反映されるよう、第三者提供を行う都度、当該意思確認を行うことが求められる。」を削除願いたい。

理由

金融業界では、経営政策上の理由から持株会社等を活用してグループ企業を形成して事業展開する例があり、そのような場合はあたかも同一企業内と同様にグループ間で人員配置を行う必要があり、グループ間での人員配置検討は雇用管理情報の第三者提供を伴って恒常的に行われている。したがって、第三者提供を行う都度、本人の意思確認を行うことは迅速、適正な人員配置に支障を

きたし実務上困難である。

また、グループ企業外への出向の場合であっても、正式な配属命令を出す前に個人情報を出向先企業に提供する場合があります、事前に本人から第三者提供の承諾を得るのは困難である。

【質問】

1．非開示とする情報の扱い（P.28）

非組合員の個人情報を非開示とする場合も、組合と協議をすることが望まれるのかご教示願いたい。

2．開示の受付手続き（P.29）

照会先を行内電話番号簿等に記載することや、行内ネットワークが利用不可能な出向者に対し、人事部の連絡先を通知し担当に部内で連絡される体制を整備することで「本人の利便を考慮した適切な措置」となるのかご教示願いたい。

以 上